

## 県立松陽高等学校 施設利用に当たっての注意事項

### 1 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方で、事前に所定の申し込みをしていただいた方です。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても) 利用をお断りいたします。

- (1) 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- (2) 営利を目的とした利用
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- (4) 利用申し込みに反する利用
- (5) その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

### 2. 開放施設及び開放予定日時について

利用可能施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
体育館	バレーボールネット、バレーボール支柱、バスケットゴール	火曜日 水曜日 日曜日 (休日を含む。)	午後 7:15～午後 9:00  (※利用時間の延長はできません。)

※ 長期休業期間中(夏季・冬季・春季)は開放しません。また、学校行事等、上記の曜日でも開放できないことがあります。

※ 平成 28 年 4 月からグラウンド、月・木・金・土曜日の体育館の開放はしていません。また、1 日、1 団体の開放としています。

### 3 施設利用承認と利用

- (1) 施設利用が承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。
- (2) 承認書を交付した後も天候や部活動の公式戦等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご承知おきください。

### 4 保険の加入について

施設をご利用いただく方には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。

5人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」（1年間有効）に加入できます。詳細は公益財団法人スポーツ安全協会のホームページをご覧ください。

## 5 施設利用に当たっての注意事項（守っていただきたいこと）

県立学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- (1) 利用される団体の代表の方は、利用当日に施設利用承認書及び運転免許証等身分を明らかにする書類を、学校窓口にお見せください。
- (2) 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。中庭・ロータリーでの活動も禁止します。
- (3) 自動車、二輪車、自転車は所定の場所においてください。
- (4) 利用中は正門扉を閉めてください。
- (5) 体育館内での飲食は禁止します。学校敷地・施設内は全面禁煙です。
- (6) 更衣室はありません。トイレは別棟の格技場1階にあります。
- (7) 使用する器具や用具等は丁寧に取り扱いってください。使用後は元の位置に戻してください。また、利用目的外の設備・器具には触らないでください。
- (8) 利用が終了したときには、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻してください。
- (9) 利用時間を厳守してください。後片付けも含めて、終了時間には退出してください。
- (10) ゴミは各使用団体で必ず持ち帰ってください。
- (11) 施錠・消灯（トイレを含む。）は必ず行ってください。
- (12) 貴重品等の管理は各使用団体で行ってください。（万一紛失されても、学校では責任を負いかねます。）
- (13) 施設利用中の事故等、緊急時については、各自で対応していただきます。利用にあたっては学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- (14) 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察 110 番や消防 119 番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください。（学校職員もしくは警備会社への連絡など）
- (15) 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。

(16) 利用者が施設・設備・物品等を故意又は重大な過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

(17) 自動体外式除細動器（AED）は、体育館玄関出入り口中央に設置しており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には、必ず設置場所を確認しておいてください。

**※ 注意事項を守っていただけない場合、ご利用をお断りすることがありますので、あらかじめご承知おきください。**